

2025年10月23日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答)

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

(回答)

現在、標準準拠システムへの移行に向け、準備を進めています。情報システム標準化の目的である住民の利便性の向上が実現できるよう適切に対応してまいります。
(デジタル課)

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバйд(情報格差)への対策を講じてください。

(回答)

デジタルデバйд対策として、愛知県の高齢者デジタルサポーター事業を活用し、地域の方が講師となってスマホ教室を定期的で開催し、身近なデジタルに関する困りごとの解決に取り組んでいます。また、新たにデジタルを活用した事業を実施する際には、例えばデジタル商品券事業のように、申請や利用方法に不安を持たれる方への相談窓口を設けるなど、必要に応じて、対策を講じてまいります。

オンライン申請の導入後においても、引き続き窓口や郵送での手続きを受け付けることで、デジタル機器の操作に不安がある方も安心して利用できる市民サービスを提供します。

(デジタル課)

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(回答)

介護保険料は、第9期計画期間(R6~8年度)の支出と収入の状況、介護給費準備基金の取り崩しを考慮して決定しました。また、保険料の段階は応能負担としており12段階から13段階へ変更し、第1・2段階につきましては、公費を投じた軽減策を実施しております。

(高齢介護課)

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。
- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

(回答) ②③④⑤

介護保険料及び利用料については、介護保険法、半田市介護保険条例及び同条例施行規則に基づき、必要があると認められた方について減免しています。また、介護福祉助成事業として、市民税非課税世帯に属する方（収入要件あり、施設入所者は除く）には、介護サービス費利用者負担の2分の1（要介護度により上限設定あり）を助成することで低所得者の負担軽減を図っています。さらに、社会福祉法人等利用者負担減免事業として、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者の負担軽減を実施しています。

(高齢介護課)

(2) 介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

(回答)

要支援認定者で現行相当サービスが必要な方には継続してご利用いただいています。また、介護報酬については、介護保険事業全体を勘案したものであると認識しており、報酬改定に合わせて検討しています。

(高齢介護課)

- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

(回答)

現行の制度において、利用される方の実情に応じて要否を判断していますのでご理解ください。

(高齢介護課)

★(3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

(回答)

介護報酬引き下げの影響を鑑み、国は加算要件の弾力化や、担い手の確保や経営改善を目的とした新たな補助制度を創設しています。こうした国の制度を周知し、活用の促進を図ることで支援に繋がっていきたいと考えており、現時点では本市独自の財政的支援を講じる予定はありません。

(高齢介護課)

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者

の実態を把握し、早急に解消してください。

(回答)

第9期介護保険事業計画において、令和8年度までの整備計画を掲載しております。今後も、必要となる施設の需要等について検討してまいります。

(高齢介護課)

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

(回答)

特別養護老人ホームへの入所申込は、要介護1・2の方であっても受け付けを行っております。

(高齢介護課)

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(回答)

介護職員の処遇改善については、個々の自治体ごとに対応すべきものでなく全国統一的な対応が必要と考えております。人材確保につきましては、令和6年度から介護保険運営協議会部会にて必要な施策を検討しております。令和7年度から介護人材確保・定着補助金を新設し、介護支援専門員の資格取得及び更新に係る費用を補助するなど、具体的な支援策をすすめています。なお、本補助金は介護事業所への補助となるため、利用者負担は増加しないものです。

(高齢介護課)

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

(回答) ②③④

介護事業所の人員配置基準は、省令又は省令に基づく条例により定められており、適正に事業運営されているものと判断しておりますので、市単独での財政支援は考えておりません。また、勤務体制については、法令の範囲において事業所で検討すべきものであるため、実態調査は行いません。

(高齢介護課)

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

(回答)

購入費助成制度については、公費で補助するにあたり、効果の裏付けとともに、対象者や対象機器等一定の基準が必要であることから、現時点では、市独自の助成制度

を創設する考えはございません。全国市長会からは、「障害区分に限らず、加齢性難聴等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設する。また、難聴と認知機能の低下との関連性の究明を図ること。」について国へ提言しているところであり、今後も国の動向に注視してまいります。

また、無料検診の実施については、費用負担や医療機関における検査機器の整備などの課題がありますので、現時点では考えておりません。

(高齢介護課、健康課)

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

(回答)

「半田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱」(通所型サービスB地域支え合い型事業)、「半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱」、「半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱」に基づき、実施団体への活動補助を行っています。地域の状況等を見極めたうえで、今後も各事業の実施について適切に判断してまいります。

(健康課)

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

(回答)

現在、高齢者の外出支援は、一般の公共交通機関を利用して外出することが困難で、介助なしには外出することができない非課税世帯の方に対するタクシー料金の一部助成を行っています。また、障がいのある方への外出支援は重度の方(1級またはA判定(身体手帳のみ2級も該当))に対するタクシー料金の一部助成や手帳所持者を対象に市内のバス乗車料金が無料になるバス特別乗車証の交付などを行っています。

また、「知多半島総合医療センター」の開院に伴い、令和7年4月1日から、名鉄知多半田駅と知多半島総合医療センター間を運行するバス「知多半島総合医療センター線」および、市内の自宅と知多半島総合医療センター間を片道1,000円で移動することができる「医療センター直行タクシー」を運用しています。

現時点で制度の拡充は考えておりませんが、社会情勢や国、県の施策を踏まえ、必要な支援を講じてまいります。

(高齢介護課)

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

(回答)

認知症施策については、「半田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」内で、共生社会の実現を目指す認知症施策の方向性を含有しています。次期計画の策定においても、「認知症基本法」の基本理念に基づいた認知症施策を推進していきます。

(健康課)

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

(回答)

半田市においては、認知症等個人賠償責任保険料の一部を公費負担しており、加入者負担金の無料化は予定していません。

(健康課)

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

(回答)

現在、認知症に特化した無料検診事業は実施しておらず、実施予定はありません。

(健康課)

★(7)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

障がい者控除対象者認定については、障がい者の認定基準と同程度であることが必要と考えます。そのため、全ての要介護認定者を障がい者控除対象者として認定する考えはありません。

令和2年度以降は、前年に認定書を交付した方のうち、翌年分も引き続き交付の対象となる方については、申請によらず認定書を送付しております。(例年1月中旬に発送)

また、必要と思われる方へは市報やホームページ等で案内をしています。

もし全員に送付すると、確定申告の必要ではない方もいるため、かえって混乱を招く恐れもあり、認定書をすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の方に送付する考えはありません。

(高齢介護課)

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)

半田市の国民健康保険事業の単年度収支については、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加により、平成30年度以降年間1～4億円余の赤字となっており、収支不足を、国民健康保険支払準備基金(基金)等を活用して補てんしている状況です。

今後も被保険者数の減少に伴う保険税の減収等により厳しい運営となることが予想されるため、保険税の引き下げは困難な状況です。

(国保年金課)

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

(回答)

半田市の国民健康保険の運営は、①で回答したとおりのため、基金や剰余金を保険

税率の引き下げに活用することは困難な状況です。

(国保年金課)

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

2(1)でも回答したように、半田市の国民健康保険の運営は厳しい状況であるため、半田市独自の減免制度の実施・拡充は考えておりません。

なお、低所得層に対する負担軽減策の拡充・強化や子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度の拡充について、全国市長会から国に提言しております。

(国保年金課)

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

(回答)

国民健康保険に加入する全ての世帯構成員が等しく保険給付を受ける権利があり、所得のない方にも一定割合の保険税を負担していただいていることから、収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件や当年所得減少割合、減免割合を改善する考えはありません。

(国保年金課)

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

(回答)

国民健康保険事業は保険税収入により運営しており、医療機関の窓口での10割負担を中止する考えはありません。納税は国民の義務であり、10割負担については保険税を納める意思がない被保険者を対象としていきます。

対象となる方には事前に必ず面談を試み、生活状況の悪化等によって納税誓約の履行が困難であることが判明した場合は、収納課で納税相談を行うよう促し、納税誓約の履行状況の改善を図ることなどにより、10割負担を行わなければならない状況にならないように努めるとともに、10割負担は特別な理由もなく滞納している被保険者を対象にしていく予定です。

(国保年金課)

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

(回答)

滞納者の資産や収入状況を十分に調査した上で、法令に則り滞納処分の執行停止をしています。

(収納課)

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることが

ないようにしてください。

(回答)

差押えは滞納者の資産や収入状況を十分に調査した上で、生活困窮に陥ることないよう法令に則り執行しています。

(収納課)

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

(回答)

社会保険における傷病手当金や出産手当金は、被用者が病気やケガ、出産のために会社を休み、事業主から十分な収入が受けられない場合に、被用者とその家族の生活を保障するために支給されるもので、被用者の収入が一定であることで収入に応じた支給が可能となっているものです。

国民健康保険においては、全ての加入者の収入が一定でなく、加入者間における公平性の確保が難しいことから、現時点で、これらの創設は考えておりません。

(国保年金課)

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

(回答)

一部負担金の免除、減額及び徴収猶予については、生活保護基準の 1.3 倍以下の世帯を対象としています。

(国保年金課)

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)

制度の周知については、半田市ホームページにより引き続き実施します。

(国保年金課)

★(6)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

(回答)

マイナ保険証を所持している方への資格確認書の発行は、法が想定していない手続になります。資格確認書の発行は、国の通知により、あくまでも、マイナンバーカードを取得していない者、取得していても保険情報を登録していない者等に対し発行するものと理解しています。

また、保険情報を登録していても障がい等によりマイナ保険証での受診が困難な方（要配慮者）に対しては、申請により資格確認書を交付することが国から示されています。

マイナ保険証が利用できない方（障がい等の要配慮者として申請した方を含む）については、国の指示のもと、当面の間は、職権で交付していく予定です。

(国保年金課)

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

(回答)

物価高騰や生活必需品の購入に関する手当を市独自の施策として支給する考えはありません。

(生活援護課)

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

(回答)

申請者の経緯や世帯の状況、他法他施策の利用状況を確認することが重要であると考えているため、申請書を常時備え付けるのではなく、相談に来られた方のお話を聞いた上で、必要に応じて申請書をお渡しし、受理します。

(生活援護課)

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

(回答)

生活保護のしおりの表紙に「生活保護の申請は国民の権利です」と記載し、窓口を設置しています。今後も生活にお困りの方がためらわずに相談できる環境を整え、窓口での案内や周知を行っています。

(生活援護課)

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(回答)

居宅生活が可能な方には住居の確保に向けた支援を行っています。直ちに居宅での生活が難しい方には、施設入居を支援しています。

なお、本市には生活保護施設はありません。

(生活援護課)

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

(回答)

家具什器費支給の対象とならないエアコン設置、買い替えを行う場合は、原則として自己負担になります。市独自の施策として支給する考えはありません。

(生活援護課)

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

(回答)

申請者の事情を考慮し、扶養照会が必要かどうかを判断しています。

(生活援護課)

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

(回答)

特別な事情があり、かつ保有要件を満たす場合を除き、原則として自動車の保有は認めていません。生活保護制度における自動車保有の容認要件に基づき、個別に対応しています。

(生活援護課)

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

(回答)

社会福祉法に基づき必要な職員を配置しています。

(生活援護課)

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

(回答)

女性のケースワーカーを2名配置しています。

(生活援護課)

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(回答)

職員の資質向上を図るため、国・県・全国市長会が実施する研修にも積極的に参加しています。なお、ケースワーカーの外部委託化の予定はありません。

(生活援護課)

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

(回答)

被保護者の就労支援ニーズや国の制度改正の動向に柔軟に対応し、専門的な支援を提供する体制を整え、職員を適切に配置します。

(生活援護課)

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

(回答)

生活援護課に「くらし相談室～あんしん半田～」を設置し、直営で自立相談支援を実施しています。また、月1回開催している“ふくしまるごと”会議では、福祉、就労、教育、住宅、社会保険関係に留まらず、子ども、医療、健康、法律関係などを含めた庁内外の各関係機関が集うことで、速やかかつ綿密な連携が図られる体制を整えています。

(生活援護課)

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

(回答)

住民のニーズや地域資源を踏まえ、すべての任意事業を実施しています。また、住民が遠慮なく相談しやすいように、ホームページを始めパンフレット、名刺サイズの窓口周知カードを公共施設等に設置し、「くらし相談室～あんしん半田～」の周知を行っています。

(生活援護課)

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

(回答)

物価高騰や生活必需品の購入に関する手当を市独自の施策として支給する考えはありません。

(生活援護課)

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

(回答)

エアコンを購入する場合は、原則として自己負担になります。市独自の施策として支給する考えはありません。

(生活援護課)

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

福祉医療制度については、現行制度を存続していく考えです。

(国保年金課)

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(回答)

子ども医療費助成制度については、18歳年度末まで窓口無料としています。入院費も全額を助成しておりますが、入院時食事療養費の標準負担額の助成については、考えておりません。

(国保年金課)

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。

（回答）

自立支援医療（精神通院）対象者は精神手帳の有無や等級に係わらず、自立支援医療適用の精神通院について医療費助成の対象とし、窓口負担を無料としています。

（国保年金課）

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料にしてください。

（回答）

住民税非課税世帯のうち、ひとり暮らし高齢者については対象としておりますが、住民税非課税世帯全体に拡大することは考えておりません。

（国保年金課）

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

（回答）

妊産婦医療費助成制度の創設は考えておりません。

（国保年金課）

5. 子どもの権利保障

（1）子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

（回答）

本市では「学習・生活支援事業」として、就学援助対象世帯の中学生を対象とした市内3会場での常設実施に加え、市民活動団体やボランティア等による長期休暇中の子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

「こども食堂」については、市内の実施団体の活動情報を集約し、市民や関係機関へ周知する等の広報支援や、食材提供等の仲介支援をしております。

（子ども育成課）

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

（回答）

令和4年4月に子育て支援課と保健センターを統合し、子どもや家庭の相談を丸ごと受け止める「子育て相談課」を新設し、「こども家庭センター」を開設しています。センターでは、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員をはじめ、教員免許や保育士資格を持った家庭児童相談員といった専門職員を配置し、全ての妊産婦・子育て世帯、子どもの包括的な相談支援体制を整えています。

（子育て相談課）

（2）就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(回答)

就学援助対象者の所得基準については、生活保護基準引き下げに伴い、従来、生活保護基準額の 1.0 倍以下の世帯としていたものを、平成 26 年度から 1.3 倍以下の世帯までに拡大しました。近隣自治体とも同程度の基準であることから、この基準を維持する考えです。なお、それ以外にも児童扶養手当の受給等の基準を設け、認定を行っています。

(学校教育課)

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

(回答)

クラブ活動への支援は、各種大会等参加旅費補助金として大会参加費や交通費・宿泊費の補助を通常は県大会以上のところ、就学援助制度の対象者には、補助対象を県大会以上に拡大して支給しています。また、令和 6 年 9 月から中学校部活動改革に合わせて、地域でのクラブ活動参加費等についても一部支給しています。卒業記念品代は、就学援助制度対象世帯の小学校 6 年生及び中学校 3 年生に対し、学用品費を上乗せするかたちで支給しています。オンライン学習通信費は、現金支給というかたちではありませんが、Wi-Fi 環境のない家庭には、無償でモバイル Wi-Fi ルーターを貸与するかたちで支援を行っています。

(学校教育課)

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

(回答)

申請は学校、市役所どちらでも受け付けています、また、随時申請ができる旨も含め、制度の周知については、半田市報、ホームページ、学校教育課窓口、学校等で行っており、今後も引き続き周知徹底してまいります。

(学校教育課)

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

(回答)

学校給食に係る費用は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定により、食材費のみ給食費として保護者にご負担いただき、人件費や光熱水費など、それ以外の費用は公費で賄っております。

その全てを公費から賄うことは、毎年大きな財政負担を伴います。また、就学援助対象世帯等、真に支援が必要なご家庭には既に給食費を全額補助しております。

学校給食費の無償化は、公平性の観点から全国統一的に実施すべきものであり、本来、自治体の財政力に依存するのではなく、国の責任において財源が措置されるべきものと考えております。そのため、現時点では市独自で無償化する考えはなく、今後におきましては、政府の給食費無償化に向けた議論や調査の動向を注視しながら対応してまいります。

(学校教育課)

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

(回答)

国は「副食費（食材料費）については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則」としています。半田市においても、3～5歳児から徴収している主食費と併せ、副食費の徴収を、国の基準どおり、一部の免除世帯を除き実施していきます。

(学校教育課、幼児保育課)

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

(回答)

保育士配置基準について、本市としても国の改正基準への移行を検討してまいります。実現のために、まず保育士不足の課題解消策として、保育士の負担軽減のための事務員の配置、働きやすい職場作りのための研修等の保育士確保策を継続して行っています。

(幼児保育課)

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

(回答)

低年齢児保育、延長保育、特徴ある教育・保育等、教育・保育ニーズの多様化が進み、公立と私立の保育園等が連携して対応することが必要となってきています。そのため、令和元年度に「半田市保育園等公民連携更新計画」を策定し、経営資源等の柔軟かつ効率的な運営が可能な民間事業者のノウハウを活かしての「民営化」及び地域の基幹園として、身近な地域で、保護者の就労の有無によって区分されることなく、等しく教育・保育を受けることができる「認定こども園化」の2つの方針で事業を推進しています。

また、認可保育所の整備・拡充については、老朽化等の理由だけに留まらず、多様化する教育・保育ニーズ、待機児童対策、少子化等の課題に対応すべきであると認識しており、より質の高い教育・保育の提供と施設環境の整備を図るため、半田市保育園等公民連携更新計画に基づき、公立幼稚園を含めた施設整備を進めてまいります。

育児休業の退園制度について、本市では毎年度途中に、3歳未満児において待機児童が発生していることから、3歳未満児については、育児休業を取得された場合、保育園等を退園していただき、就労など、より保育が必要な方の入所を優先しています。この措置は、保育園等に預けたくても預けられずに待機していただいている方がいる現状を踏まえたものです。

(幼児保育課)

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

(回答)

保育施設等への指導監査について、毎年度、実地検査を行っており、各施設の保育内容等、運営状況を把握しています。また、監査では実際に保育の現場経験のある指導保育士も立ち会っております。

(幼児保育課)

- ④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

(回答)

乳児等通園支援事業の実施事業者について、全国的に本格実施となる令和8年度から公立施設(子育て支援センター)にて行う予定としております。それ以降の実施事業者については、令和8年度の利用状況等から判断してまいります。

(幼児保育課)

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

(回答)

障がいのある方への支援は、国や県の施策を含めた全体で考えていくべきものと考えており、現時点において半田市心身障がい者手当を増額する考えはありません。

(地域福祉課)

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

(回答)

重度心身障がい者に対応するグループホームや入所施設の充足状況は十分とは言えませんが、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、既存の社会資源を活用し、個別のサービス利用計画をもって支援していきます。グループホームや入所施設の人員体制については、障がい支援区分に基づいて適正な人数配置や報酬単価が定められていると判断していますが、今後の国における動向には注視していきます。また、市単独での補助制度や加算制度を実施する考えはありません。

(地域福祉課)

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

(回答)

②と同様に、施設等の人員体制については障がい支援区分に基づき人員配置等が定められており、適正な人数配置、報酬単価であると判断していますが、今後の国にお

ける動向を注視していきます。

なお、市単独での補助、加算制度を実施する考えはありません。

(地域福祉課)

④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

(回答)

障がい福祉サービスは、利用者ごとのサービス利用計画に基づき、生活に必要な時間数を支給決定しています。また、移動支援などの地域生活支援事業に関する報酬単価については、社会情勢や近隣市町の状況等も考慮し、適宜見直しを行っていますが、現時点での大幅な増額は予定していません。

(地域福祉課)

⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

(回答)

障害者総合支援法に基づく福祉サービス利用料については、応能負担の考え方により低所得者及び非課税世帯に対しては無償、給食費については負担軽減を行っています。

また、一定の所得がある方に対しても上限月額を定めることで負担軽減に努めていますので、利用料等は無償にする考えはありません。

利用料徴収の収入要件については、法令に基づき適正に実施していきます。

(地域福祉課)

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

介護保険優先のもと、利用者の障がいの状況により利用すべき制度を判断したうえで障がい福祉サービスも利用できるように対応しています。

(地域福祉課)

★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

(回答)

アウトリーチ継続的支援事業等により、8050 問題やヤングケアラーといった生活課題を抱える世帯や福祉制度の狭間で必要な支援が届いていない方を対象に、コミュニティソーシャルワーカーが、関係機関と相互に連携しながら訪問型の相談支援等を行っています。

高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を設置しており、この協議会を中心に、関係機関の連携強化、困難事例の対応、研修の実施等について協議し、実施しています。

(地域福祉課)

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

(回答)

本市では、有効性・安全性が国において十分に議論・検討され、それらを保証するに十分なエビデンスが存在すると認められた定期予防接種について、費用助成することを基本方針としているため、任意の予防接種への助成制度を設ける予定はありません。ただし、現在、国において任意接種の定期化を含め予防接種のあり方について検討されており、その動向を踏まえ判断していきます。

(子育て相談課、健康課)

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

(回答)

定期接種の自己負担金の引き下げは予定していませんが、接種対象者のうち、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、無料で接種を受けられます。

また、本市では、有効性・安全性が国において十分に議論・検討され、それらを保証するに十分なエビデンスが存在すると認められた定期予防接種について、費用助成することを基本方針としているため、任意の予防接種への助成制度を設ける予定はありません。そのため、高齢者肺炎球菌ワクチンの2回目以降の接種の助成についても、現在のところ予定していません。

(健康課)

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答)

半田市では、産後1か月以内に保健師・助産師による電話相談を行い、産婦やその家庭に必要な支援を早期につなげる事業を実施しています。そのため、産婦健診を2回に拡充する予定はありません。

(子育て相談課)

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

(回答)

半田市では、令和7年度から5歳児健康診査の実施を開始しました。

(子育て相談課)

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答)

半田市においては、妊婦歯科健診を1回公費負担で実施しています。産婦歯科健診

については、日常的にケアが必要となるため、かかりつけ歯科医での定期健診を受診するように勧奨しており、公費助成の予定はありません。

(健康課)

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答)

令和6年度に歯科衛生士を正規職員として1名採用しました。複数配置については、必要な業務内容を把握し、引き続き、適正な職員配置を行っていきます。

(人事課)

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

(回答)

地域医療構想に基づいた病床整備計画については、地域の医療関係者等の協議を通して、適切に病床管理がなされているものと認識しています。なお、社会情勢の変化等を鑑み、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(健康課)

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

(回答)

知多半島総合医療機構における医師等の医療従事者の確保については、機構全体での業務内容を把握しながら、積極的な採用活動や勤務・職場環境の向上等により、正規職員の確保を第一として、適切に実施するよう機構と協議していきます。また、看護師に関しては引き続き、半田常滑看護専門学校への支援を通じて、有能な人材の確保を図っていきます。

(健康課)

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

(回答)

保健師については、次年度の増員に向けて採用試験を実施しています。引き続き、業務内容を把握し、その内容に応じ、必要とされる職員配置を行っていきます。

(人事課)

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

(回答)

国民健康保険については、国に対して、国保の安定的かつ持続的運営のため国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充、強化を図るよう全国市長会から要望しております。

(国保年金課)

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(回答)

国民年金については、持続可能で安心できる制度の構築が図れるよう、必要に応じて全国市長会等を通じて要望してまいります。

(国保年金課)

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

(回答)

令和7年6月に開催されました第95回全国市長会議にて、国費負担割合の見直しなど自治体及び被保険者の負担が過重とならないよう財政措置の充実を提言しました。今後の高齢者の増加を鑑み、介護保険制度を安定的に運営できるよう補助金等を確保し、必要な方がサービスを受けられるよう取り組んでまいります。

(高齢介護課)

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

(回答)

令和6年度報酬改定の中で、介護職員の処遇改善のため加算率が引き上げられました。省令等により定められた人員配置基準において適正に事業運営されていると判断しておりますが、今後も、処遇改善・人員基準については、国における動向を注視してまいります。

(高齢介護課)

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

(回答)

令和7年6月に全国市長会から「障害区分に限らず、加齢性難聴等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設する。また、難聴と認知機能の低下との関連性の究明を図ること。」と国へ提言しているところであり、今後も国の動向に注視してまいります。

(高齢介護課)

⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

(回答)

18歳年度末までの医療費無料制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(国保年金課)

⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

(回答)

令和6年9月30日付で、政権与党に対し知多半島5市5町首長連名で要望書を提出しています。

(学校教育課)

⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

(回答)

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）に基づき、地域生活支援拠点等の整備を図ることにより、グループホームや入所施設の社会資源の拡充を国とともに推進していきます。

（地域福祉課）

⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

（回答）

令和 6 年度にも報酬改定があり、国も労働環境の向上に動いているところです。今後も、国の動向を注視してまいります。

（地域福祉課）

令和 6 年度報酬改定の中で、介護職員の処遇改善のため加算率が引き上げられました。省令等により定められた人員配置基準において適正に事業運営されていると判断しておりますが、今後も、処遇改善・人員基準については、国における動向を注視してまいります。

（高齢介護課）

国も各種補助金や人事院勧告に基づき、適正な処遇改善の向上に動いているところです。今後も国の動向を注視してまいります。

（幼児保育課）

2. 愛知県に対する意見書

①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

（回答）

市町村分として県から交付される県繰入金は、県内市町村の意見を踏まえたうえで、地域の実情に応じた項目が定められるため、必要に応じて、愛知県国保運営方針連携会議に意見等を提出して参ります。

（国保年金課）

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

（回答）

令和 7 年 6 月に全国市長会から「障害区分に限らず、加齢性難聴等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設する。また、難聴と認知機能の低下との関連性の究明を図ること。」と国へ提言しているところであり、今後も国や県の動向に注視してまいります。

（高齢介護課）

③子どもの医療費助成制度を 18 歳年度末まで実施してください。

（回答）

18 歳年度末までの医療費無料制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

（国保年金課）

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

(回答)

学校給食費の無償化については、自治体の財政力による格差が生じないように、国が統一的に行うべきものと考えますので、愛知県独自の補助制度を要望する考えはありません。

(学校教育課)

⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

(回答)

地域医療構想に基づいた病床整備計画については、地域の医療関係者等の協議を通して、適切に病床管理がなされているものと認識しています。なお、社会情勢の変化等を鑑み、必要に応じて愛知県市長会等を通じて要望してまいります。

(健康課)

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

(回答)

令和6年度報酬改定の中で、介護職員の処遇改善のため加算率が引き上げられました。省令等により定められた人員配置基準において適正に事業運営されていると判断しておりますが、今後も、処遇改善・人員基準については、国における動向を注視してまいります。人材確保につきましては、国や県等の補助金を活用しながら、関係機関及び事業所と連携して取り組んでまいります。

(高齢介護課)

以上